

岩手県告示第 756 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐藤歯科医院	八幡平市大更 22 地割 162 番地	平成 19 年 8 月 20 日